

審議会等の会議結果報告

1 会議名	令和4年度第4回津市人権施策審議会
2 開催日時	令和5年3月23日(木曜日) 午前9時15分から午前11時30分まで
3 開催場所	リージョンプラザ展示室
4 出席した者の氏名	(津市人権施策審議会委員) 楠本 孝、川口節子、前川正和、青木幸枝、岩崎良子、鈴木圭子、高鶴かほる、北村弘和、山口登、古川和也、原田朋記、伊藤好幸、金子誠子、佐藤ゆかり、長嶋りょうがん (事務局) 市民部長 南条弥生 市民部次長 平井徳昭 人権課長 藤田善樹 人権教育課長 鈴木武史 人権課人権担当主幹 西澤幸生 人権課主査 遠藤志乃
5 内容	委嘱状交付式 津市人権施策基本方針の見直し(案)について 令和5年度津市人権施策事務事業計画(案)について
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	市民部人権課人権担当 電話番号 059-229-3165 E-mail 229-3165@city.tsu.lg.jp

・議事の内容 下記のとおり

事務局(藤田)	<p>定刻になりましたので、ただ今から令和4年度第4回津市人権施策審議会と委嘱状交付式を開催いたします。本日は、ご多用の中、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>本日の座席順、50音順にお名前をお呼びしますので、その場でご起立いただき、市長から委嘱状をお受け取りください。お受け取りになったらご着席をお願いします。それでは市長から委嘱状を交付させていただきます。</p> <p>----- (委任状交付) -----</p> <p>それでは、前葉市長よりご挨拶申し上げます。</p>
前葉市長	<p>皆様おはようございます。</p> <p>ただいま、人権施策審議会の委員のお願いをいたしました「人権が尊重される津市をつくる条例」に基づく審議会でございます。積極的なご意見とさまざまな皆様の知見を頂戴いたしたく、またあるいは、いろいろなお気づきのことをお聞かせ願いたく、どうぞよろしくお祈りを申し上げます。</p> <p>さて、継続の方もいらっしゃいますが、前期でこの審議会では津市人権施策基本方針について見直しの議論をしていただきました。実は、審議会の皆様の率直な意見を伺いながら進めたいということで、最初に基本方針策定から10年以上経過して現在こうなってますよとご説明を差し上げた上で、さあどうしようかというところから審議会でご議論いただきました。つまりこの審議会は、「津市がこんなものをつくりました、どうですか。」「うん、いいね。」という審議会ではなく、最初から皆さんにこの人権をどうやって守り続けていこうかということをお尋ねし、そして私たち行政がやるべきこと、どういうことをきちっとやるべ</p>

きであろうかと。あるいは、それぞれの主体がどのようなところに、心を配りながら考えていくべきかということ、さまざまお立場の方々から仰っていただく、それをゼロから積み上げてくような、そういう議論をしていただいたわけでございます。

その結果、これは見直すべきだということになりましたので、いろんな議論をし、そして我々も市政アンケートを実施してその結果をご報告しながら見直し案を作らせていただきました。この前期の任期の最後で、去年12月20日にご審議をいただいて一応見直し案ができたわけでございます。それでその前から、津市は市役所の中で副市長を会長とする「津市人権施策推進会議」を持っておりまして、ここでこのことも議論してまいりました。それで審議会との双方向のやり取りをしておりましたが、実は審議会からいただいた案について、今年1月9日に、多分、市民部長は審議会からいただいたので、これでいいですねと了解を取ろうというようなイメージで会議に行ったと思うのです。

ところが、この会議以降、全部で11人の委員から30件意見が出されました。私も市長をずっとやっていて非常に珍しいことで、困惑しているかと言うと、いや実はとても嬉しいことなのです。なぜかと言うと、大体、津市は道路を作りますよと言ったら道路計画を建設部長に出しますよね。それに対しては他の部長は「うーん、どう。」っていう程度で、財政を担当する政策財務部長が「いやちょっとそれはお金かかりすぎ。」と言う程度ですよ。或いは、福祉政策について健康福祉部長が各事業の計画を出しました。それについて、「それは福祉の話だから。」といった感じで、正直シャンシャンでいくのが庁内の会議では多いのですが、この人権については本当にいろいろな意見が出ました。なぜかと言うと、それぞれの所管分野において人権を守っていくということや、差別をしないということが、各分野において自分たちのこととして捉えるべきだと私はずっと言ってきたのですが、いよいよもって人権施策基本方針の改正案に対して、私の立場だと言うんですよ、或るはこういうこともちょっと気がついたんですよと言うようなことを、各部長が手を挙げくれました。

最初南条部長も、これはえらいこっちゃと思っただけなのですが、でも考えてみれば、これが我々の目指してきたところではないかと思えます。もちろん完成形ではありません、まだまだです。でもこういうことが正に、市役所をあげて人権施策を推進していくという姿勢ではないかということに気づいて、実はもう一度この審議会に逆にフィードバックしようと思いました。庁内でこんな議論があって、こういう修正案ができました、皆さんいかがでしょうかというのをもう一回やろうと。ということは年度内の策定を断念しまして、この任命後の新しい審議会で、今日こういう意見が出ましたということを示して、そしてまた意見を聞いて、最終案を作っていくということに考えを改めました。

したがって、年度明けて5月を目指して今新しい案を作っていくことになりました。いろいろな人権があって、この前任期の審議会でも議論になりました。それをさまざまな局面で新しい気配りだったり、新しい特別な配慮だったり、あるいは新しい理解を皆さんに求めるだったりということをしなればいけない、そういう時代だと思うのです。かつ、今LGBTQでさまざまな息苦しさを感じている方々がどう感じるかとか、そういうことに丁寧に丁寧に対応して心をお配りしていくのが、私たち津市の市民なり或いは各主体なり、そして当然大きな責任がある行政の立ち位置、そして教育現場で人権をしっかりと教育していくということの大切さ、これは変わらず、むしろより大切になっていく。こういうことだと思いますので、そのことを確認しながら、かつ私たちとしてただ文章を作ってこれが方針ですよと言うだけではなく、その方針を生きたものにしていく。或いは自分たちの心のこもったものにしていく、或いはその方針を我々としてずっと確認しながら物事を進めていく。そういうものになりたいと

	<p>思いますので、是非とも皆様方にさまざまなお話をいただきながら、よりいいものにしていきたいと考えております。</p> <p>したがって、いきなり委嘱式でこのような形でお願いするのも、ある意味異例かもしれません。普通は委嘱式というと「はい、今からこういうことについてご審議願いたいので、どうぞ皆様方活発なご議論をよろしく願います。」と言って帰っていくのが市長なのですが、今日出てきた資料について後でご説明しますが、修正箇所が明記されてこう直しましたということが書いてある形で出てくるのが一回目の審議会でも異例の審議会になりますが、今申し上げましたような事情でございますので、その点を含みおきいただきご理解をいただきながら、ぜひまたさらに活発なご意見をいただけたらと思います。</p> <p>どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。</p>
事務局(藤田)	<p>ありがとうございます。それでは委員の皆様方におかれましては、初めての方もいらっしゃると思いますので、今からマイクを回しますので青木委員から順にお名前と共に簡単に一言だけお願いしたいと思います。よろしくお願いします。</p>
青木委員	<p>多文化共生ネットワークエスペランサの青木幸枝と申します。生活支援を中心に活動しております。よろしくお願いいたします。</p>
伊藤委員	<p>伊藤と申します。よろしくお願いいたします。いろんな人権問題がありますが、私今特に注視しているのが子供の人権問題とネットワークにおける誹謗中傷です。子どもの人権問題では、40人に1人くらいで不登校の子がいるという話を聞きました。私の知り合いの子も一学期で学校をやめて、他の学校に転校しました。さらに前回は仰いましたが、同じ学校の同じクラスの男の子2人が私のところに来て、声をかけずに目も合わせない子がいらっしゃいました。子どもたちは先日小学校を卒業しました。4月から中学校へ行きます。その中の一人の子が私のところに来て、「実は僕は、小学校に入ってから今日まであの子と言葉を交わしたの2回だけだった。」と言ってきました。毎日顔を合わせる先生は多分ご存じだったと思いますが、私もお声がけするのになんて言ったらいいのかわからない状況になりました。</p> <p>もう一つは、ネットワークの誹謗中傷です。匿名で出せば全く分からないだろうと皆さん思っているかもしれませんが、確実に相手を追求することができますし、場合によっては訴訟があがってくる場合もあるということをこれから提案していきたいなと思っています。よろしくお願いいたします。</p>
事務局(藤田)	<p>すみません。恐れ入りますが、後ほどご意見をゆっくりお伺いいたしますので、一言ずつということでもよろしくお願いいたします。</p>
岩崎委員	<p>岩崎良子と申します。私は高齢者の代表ということで、高齢者の人権についていろいろと討議に参加させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p>
金子委員	<p>名簿の5番の金子です。公募で参加をしています。専門はユニバーサルデザインです。今津市のユニバーサルデザイン連絡協議会の会長をしております。よろしくお願いいたします。</p>
川口委員	<p>金子さんの後の6番の川口節子と申します。実は津市の人権施策審議会委員は随分長い間入らせていただいて、いろんなことを学ばせていただき、またおかしいなと思うところはお伝えしたつもりだったのですが、ここ数年問題がいっぱいあるなと思っておりました。そしたら、子どもたちとの出来事が出てきましたけ</p>

	<p>ども、私も三重県の教育委員会におりまして、やっぱり子どもは親を見て育つということで、子どもを見る度に親のことが必要だなというふうに必ず思っております。後でまた意見を言わせてください。このあたりで終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
北村委員	<p>7番の北村弘和といたします。三重県児童養護施設協議会で監事をしており、児童養護施設なないろというところに所属をしております。自分も子どもの権利であったり、児童虐待や社会療法を専門としています。よろしくお願いいたします。</p>
楠本委員	<p>楠本孝と申します。三重短期大学の教員をやっております。刑法と刑事政策、そのなかで少年法の講義を担当しています。よろしくお願いいたします。</p>
佐藤委員	<p>9番の佐藤ゆかりです。三重の女性史研究会の会長と男女共同参画みえネットの世話人をしております。選択的夫婦別姓制度の実現を目指しております。よろしくお願いいたします。</p>
鈴村委員	<p>おはようございます。10番の津市人権・同和教育研究協議会より参加させていただいております。鈴村と申します。よろしくお願いいたします。</p>
高鶴委員	<p>高鶴と申します。知的障がいの子どもの「親の会」です。今一番腹が立っているのが、北海道のグループホームで結婚するときに不妊手術をするのが正当だと、この時代に顔を晒して運営者が堂々と述べていた園の行動に非常に立腹しております。以上です。</p>
長島委員	<p>長島りょうがんと申します。公募で初めて来させていただきました。できることをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p>
原田委員	<p>15番の原田朋記です。よろしくお願いいたします。公益財団法人反差別・人権研究所みえとして、部落問題をはじめとするさまざまな人権問題の解決に向けて取り組んでいます。よろしくお願いいたします。</p>
古川委員	<p>16番の津市民児連の民生・児童委員をやっています古川といたします。よろしくお願いいたします。</p>
前川委員	<p>人権擁護委員ということで、前任の鈴木さんから交代して前川が来ました。昨年より人権擁護委員になりました。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
山口委員	<p>おはようございます。連合三重津地域協議会より選出させていただいております。山口登と申します。よろしくお願いいたします。</p>
事務局(藤田)	<p>どうもありがとうございました。これから2年間、どうぞよろしくお願いいたします。尚、片岡福生委員、谷口美子委員、西川昌樹委員におかれましては、本日ご欠席でございます。</p> <p>それでは、これもちまして津市人権施策審議会委員の委嘱状の交付式を終了いたします。市長は公務のためここで退席となります。</p>
前葉市長	<p>では、よろしくお願いいたします。</p>

事務局(西澤)	<p>続きまして、当審議会の事務局であります人権担当職員の紹介をさせていただきます。</p> <p>市民部長の南条でございます。</p>
南条部長	南条です。どうぞよろしく申し上げます。
事務局(西澤)	市民部次長の平井でございます。
平井次長	次長の平井でございます。どうぞよろしく申し上げます。
事務局(西澤)	人権課長、藤田でございます。
事務局(藤田)	人権課長、藤田でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。
事務局(西澤)	人権教育課長 鈴木でございます。
人権教育課長	おはようございます。鈴木です。どうぞよろしくお願いいいたします。
事務局(西澤)	人権課職員、遠藤でございます。
事務局(遠藤)	遠藤です。どうぞよろしく申し上げます。
事務局(西澤)	<p>私は主幹の西澤です。どうぞよろしく申し上げます。</p> <p>それでは、審議に入ります前に、お手元の資料の確認をお願いいたします。先にお渡しをさせていただきました資料を持ってきていただいたと思います。</p> <p>① 本日の事項書 少し変更になりましたので席に配布させていただきましたので、差し替えをお願いします。</p> <p>② 委員名簿</p> <p>③ 津市人権施策基本方針（案）</p> <p>④ 津市人権施策基本方針見直しに係る審議会開催後の修正について</p> <p>⑤ 津市人権施策審議会の概要・評価の流れ</p> <p>⑥ 令和5年度評価検討委員班編成表</p> <p>⑦ 令和5年度津市人権施策事務事業計画（案）</p> <p>⑧ 令和5年度津市人権施策事務事業計画（案）について この資料についても変更があり席に配布させていただきましたので、差し替えをお願いいたします。</p> <p>もし無いようでしたら、こちらでご用意しております。</p> <p>本日の委員の皆様の出欠状況ですが、先ほど課長から申しました通り、委員18名中3名の方が欠席で、過半数以上の方がご出席をいただいておりますことか</p>

	<p>ら、「人権が尊重される津市をつくる条例」第11条第2項の規定により、本審議会は成立しておりますことを報告いたします。</p> <p>なお、本審議会につきましては、津市情報公開条例第22条及び第23条の規定に基づき公開審議とし、また、会議結果は、市のホームページでも公開しますので、併せてご了承願います。</p> <p>まず、本日の議題（1）の正副会長の選出をお願いしたいと思います。同条例第10条第1項の規定により「会長及び副会長は、委員の互選により定める」となっています。自薦、他薦を問いません。どなたかございませんか。</p>
高鶴委員	楠本先生に会長をしていただきたいと思います。
事務局(西澤)	今、高鶴委員から楠本委員に会長をしていただいたらどうかというご意見をいただきました。楠本委員にお願いするということですのでよろしいでしょうか。
	----- (拍手) -----
事務局(西澤)	続いて、副会長もお願いしたいと思います。
高鶴委員	事務局案をお願いします。
事務局(西澤)	僭越ながら、事務局案としては川口委員をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。
	----- (拍手) -----
事務局(西澤)	ありがとうございます。楠本委員、川口委員、お引き受けいただけますでしょうか。
楠本・川口委員	はい。
事務局(西澤)	ありがとうございます。ご承諾いただきましたので、会長には楠本委員、副会長には川口委員に就任していただきます。それでは、楠本会長、川口副会長、恐縮ですが、席の移動をお願いいたします。
	それでは、楠本会長、就任のご挨拶をお願いいたします。
楠本会長	<p>昨年の末から岡本会長が体調が優れないということで、議事進行を副会長として代行してまいりました。今回、新たに会長として選任いただきましたので、精一杯頑張りたいと思います。</p> <p>昨今、私の個人的な感覚でいきますと、従来沈黙を強いられていた人たちが、少しずつ声をあげるようになってきて、それに社会が少しずつ応えるようになってきて、その結果として法・制度の改正が検討される、そういう人権についてはかなり動き始めてきたと僕は個人的な感想を持っています。そうだとすると、人権施策審議会で議論しなければいけない課題もこれまで以上に増えてくるのではないかと考えています。その際皆様のように、それぞれの現場でこれまで沈黙を</p>

	<p>強いられてきた人たちが声を上げるということにずっと耳を傾けてこられた方々ですので、そういった方々から是非、審議会の方に積極的にご意見を出していただいてこの場で議論して、津市の人権施策が日本全体のレベルから遅れないように、できれば一步前に進めれるように審議会が運営できればいいかなと思っています。よろしくお願いします。</p>
事務局(西澤)	<p>ありがとうございます。川口副会長、就任のご挨拶をお願いしたいと思います。</p>
川口副会長	<p>失礼いたします。楠本会長とは去年ご一緒させていただいて、自分のご意見を含め広く皆さんの意見を上手に纏められている方だなと思いました。今回会長さんの椅子に座られて、お引き受けいただいたので私たちもとてもよかったなと思っています。</p> <p>私といたしましては、皆さん各問題の代表者でいらっしゃるの、そのところはよく分かっています、問題点等をとうとうと述べられます。そうすると、相反する考え方のグループの代表者の方もいらっしゃると思うのですが、やはりそれぞれ良心に従って、この津市はどんなことをやりたいのかという理想を掲げたそういう審議会になるといいなと思っていますので、どうぞよろしくお願ひいたします。会長さん、よろしくお願ひいたします。以上です。</p>
事務局(西澤)	<p>それでは、条例の第11条1項の規定により、議事の進行を会長にお願いしたいと思います。</p>
楠本会長	<p>それでは、議事の進行を行います。</p> <p>まず最初は、評価検討委員の選出をしたいと思います。名前が空欄の表が出されているかと思いますが、表に出ていますように、1班から3班までの3つの班に分かれています。それぞれの班と班の担当施策について、評価検討委員をお引き受けいただける方、自薦・他薦問いませんのでどなたかご担当いただけますでしょうか。もしよろしければ、事務局案を聞いて、それでご審議をいただくことにしたいと思います。それでは、事務局案の提案をお願いします。</p>
事務局(西澤)	<p>僭越ではございますが、提案させていただきます。</p> <p>評価検討委員は、評価の継続性の観点から、青木委員、岩崎委員、金子委員、川口副会長、鈴木委員、谷口委員の6人の方に、引き続きお願いできないかと考えております。</p> <p>川口副会長には、1班を、担当施策は、相談・支援体制の充実、女性の人権及び障がい者の人権を、</p> <p>岩崎委員には、1班を、担当施策は、高齢者の人権を、</p> <p>青木委員には、2班を、担当施策は、市民活動の組織との連携及び外国人の人権を、</p> <p>谷口委員には、2班を、担当施策は、人権啓発の推進及び子どもの人権を、</p> <p>鈴木委員には、3班を、担当施策は、人権教育の推進及び同和問題を、</p> <p>金子委員には、3班を、担当施策は、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進、さまざまな人権課題及びその他の人権をお願いしたいと考えています。</p>
楠本会長	<p>今、事務局からの提案に関しまして、委員の方、もしご意見ございましたらお願いします。</p>
金子委員	

<p>楠本会長</p>	<p>事務局案に反対というわけではないのですが、今回はいろんな方が参加されていますので、それぞれ専門の分野を持っている方がたくさん出ていますので、その方々がそれぞれ、女性は女性の人権とか、障がい者の担当とか高齢者の人権とか子どもとか、振り分けをしたらどうかと思います。例えば、女性の人権を佐藤さんがやってらっしゃるので佐藤さん担当とか、障がい者については今日は片岡さんお休みですが片岡さんが担当するとか、高齢者については岩崎さんでいいと思いますが、子どもの人権はたくさんの方、古川さんも谷口さんも北村さんもされてるのでご相談いただくとか、外国人だと青木さんとか、同和は鈴木さん、人権啓発や人権教育は担当というのはおかしいですが、それぞれ専門分野の方がそれぞれ入っていただいて、評価検討をいろいろ相談・検討いただいたらもっといろんな意見が出ると思っているのですが、皆さんどう思われているのかなと思いますので、ご意見お聞かせください。</p>
<p>楠本会長</p>	<p>他の方でご意見ございますでしょうか。</p> <p>今出されましたご意見は、例えば事務局案の担当の方は、これまでこの問題について長らく担当されてきて、経験を積まれてきた方だと思うのですが、他にも専門的知識を持っている方々がいらっしゃるの、その人たちのご意見も反映させられるような仕組みを取り入れてほしいということなのですが、この評価書の原案作成の段階で、取りまとめの担当委員というのがこの表のように決まっていることは、各委員がご承知おきいただいていると思いますので、それぞれ担当にならなかった他の委員ももしご意見があれば事務局を通じてでも結構です。「私はこう思うんだけど、これまで取り上げられてこなかった視点ですが取り入れたらどうか。」というようなご意見があれば、直接その委員に連絡することが可能な方はそれで結構ですが、連絡方法等をご存知ないという方は事務局を通じてこの委員に伝えてほしいという形で、事前に評価の中に書き込んでいく、そういう仕組みを作ってはどうかということになります。</p> <p>それぞれの委員が責任をもって、それぞれの部分を担当していただくという体制を維持しつつ、できるだけ多くの委員の意見を評価書作成の段階から広く聞くという体制を作っていけたらいいのではないかなと思います。今ご意見いただいたような形で、この委員以外の方も審議会が開かれる前の段階、評価書の原案作成の段階から事務局の方にご意見を出していただいて、そして担当の各委員に伝えていただくと、そういう形で反映する仕組みを作ってはどうかと思うのですが、いかがでしょうか。</p> <p>そういうことでよろしいでしょうか。それでは、この件については今のような改正をしまして、事務局として円滑に意見が担当者に伝わるように配慮願います。</p>
<p>楠本会長</p>	<p>それでは、続きまして本日の議題に入ります。</p> <p>津市人権施策基本方針の見直しについて、まず事務局の方から説明をお願いします。</p>
<p>事務局(藤田)</p>	<p>人権課長でございます。</p> <p>津市人権施策基本方針の見直しについて、ご説明をさせていただきます。</p> <p>この基本方針の見直しは、昨年1年間をかけたこの審議会でもお世話になり、最終の原案ということで決めていただきました。ありがとうございました。</p> <p>先ほど市長からの説明にもありましたが、その後今年の1月に庁内の部長級での推進会議というのを行いまして、そのところの進め方が若干、審議会と推進会議の順序が少し前後した関係もありまして、この1月の部長級の会議ではかなりのご意見をいただきました。ですので、その意見を踏まえて、推進会議の意見を</p>



尊重する形で修正を行ったものです。ただ意見については、大幅に内容を修正するというよりは、追記をする部分が結構ございます。昨年、皆さんから頂いたご意見で議論があった箇所はいっぱいあると思います。その審議会で決めていただいた部分について推進会議で意見が出たもので、審議会の意見とは全く逆の方向になったという箇所はございませんので、それを踏まえた上で意見のご説明を今から事務局の方でさせて頂きたいと思っております。

それでは、「津市人権施策基本方針見直しに係る審議会開催後の修正について」という資料をご覧いただきたいと思っております。昨年の12月の審議会の後、推進会議において、基本方針を見直す理由や津市の各計画の策定状況など、詳細に記載した方がいいではないかのご意見をいただいて、修正等を行いました。文言の言い回し等、細かい部分の修正もありますが、大きな修正のポイントを資料に記載しましたので、これに基づきご説明させていただきます。

まず、①です。「ハラスメント」、「災害と人権」などの6項目については、「新たに位置付ける人権課題」として項を新設することとしました。これについては「津市人権施策基本方針案」の目次を見ていただきたいのですが、当初は、第3章7の「さまざまな人権課題」の項目において、現在の基本方針の人権課題の5項目に、新しく追加しようとする6項目を加えて、11項目をひとくくりで記載しておりました。しかし、まとめ方が非常に分かりにくいというご指摘をいただきまして、今回、7の「さまざまな人権課題」を分けて、8に「新たに位置付ける人権課題」として項を増やして、そこに新たに追加する6項目を24ページから28ページに記載したという整理をさせていただきました。

次に②になります。「人権施策基本方針の見直しの経緯」の項について、これは本冊の1ページ目になりますが、「人権施策基本方針の見直しの経緯」と2ページ目の「人権をめぐる社会の動き」の2つに分割した形で整理をさせていただきました。これについても推進会議から、前の書き方では「人権施策基本方針の見直しの経緯」の部分に、国・県・市、世界の動きというのを記載しているが、時系列的に前後する書き方になり、分かりにくいという意見がございました。そういった理由もあり、見直しを行った結果、「人権施策基本方針の見直しの経緯」については主に津市の動きを記載しました。その中に見直しの理由についても書かせていただきました。また、世界や国の動き、あるいは県の動きについてを2～3ページに「人権をめぐる社会の動き」として分かりやすいように整理をさせていただきました。

続いて③になります。この部分は3ページ目の4にあたりますが、現状の方針では、「策定の趣旨」となっておりまして、これは以前の考え方では基本的に変更せずに載せることになっていましたが、これもご意見として、基本方針については条例の第4条の規定に基づくものであるため、基本方針の策定の根拠を明記すべきではないかとの意見がございましたので、その部分を「策定の趣旨」から「基本方針の位置付け」に変更をさせていただきました。

次に④になります。19ページにある「7 さまざまな人権課題」です。下部に記述されている(b)の項になりますが、現状の方針では「HIV感染者・エイズ患者」として項目が終わっていたのですが、議員の方から新型コロナウイルスがここ2・3年で社会問題化し非常に大きな問題になったため、他の感染症についても記載すべきではないかという意見がございました。その一方で、今年の5月に新型コロナウイルス感染症に関しては分類が2類から5類に引き下げられるという政府の予定もあります。そのため、記載すべきではあるがこれらの点も踏まえた上で記載を考えるべきだということになりました。意見が少し別れた部分もありましたが、それを踏まえた形で、「HIV感染者・エイズ患者などの感染者等」に変更し、【現状と課題】は、新型コロナウイルス感染症に関する現状を書くように整理をしました。

楠本会長

次の⑤番目、24ページ目からになります。先ほどご説明いたしました「8 新たに位置付ける人権課題」についてです。令和4年7月に実施しました第7回市政アンケート調査というのがありますが、この中で新しく位置付けようとする6項目のアンケート調査を行いました。前の案ではこの内容が記載されていまして、折角アンケートをしたので現状として記載すべきではないかという意見がございましたので、新しく位置付ける6項目のアンケート結果を【現状と課題】の中に追記する形で整理させていただきました。

それから⑥です。これは全体に言えることなのですが、各項の【現状と課題】について、もっと津市の細かな動きや法令施行等の動き等、書き足せるものがあるれば書いた方が分かりやすくなるのではないかというご意見がありましたので、出来るだけ現状として書き足せる内容のものは書き足して、全体的に整理をさせていただきました。

それから⑦です。年号の書き方の問題なのですが、全体的に津市に関する動きについては「和暦（西暦）年月」という書き方にし、年月まで書くという整理を行いました。それ以外の国や県、世界の動き等については、基本的に「和暦（西暦）」とし、月までは記載しないという方向で整理をさせていただきました。

最後の⑧は、38ページからの「用語解説」と40ページからの「法令解説」になります。用語解説については前回の案では、法例の部分の解説やカタカナ・英語の解説を用語解説としてひとつに纏めていましたが、法令等の追記を行った関係でかなり法令の内容が増えたため、用語の解説と法令の解説と二分して記載し整理させていただきました。

大きな修正ポイントは以上です。あと、現状に沿ったかたちでこのように修正したほうが良いのではないかという細かい意見がでた部分も、推進会議の意見に沿って修正させていただきましたが、大きなポイントについては以上となりますので、よろしくご審議をお願いしたいと思います。以上です。

それではまず、最初の項目の①。目次のページの「第3章 分野別施策」の「7 さまざまな人権課題」と分けて「8 新たに位置付ける人権課題」というのを追加する。これまで「7 さまざまな人権課題」の中に11項目が入っていたのですが、これを分けて新たに付け加えたものは独立させて、第3章の8番目の項として位置付けるという。全体の編成を修正するということですが、これは内容に関わるものではないですし、確かにどれが新たに付け加えたものかというのは分かりやすくなっていますので、この修正案をお認めいただけますでしょうか。異議なしとのことで、次の項目に移ります。

②は1ページから3ページに関わるものです。「1 人権施策基本方針の見直しの経緯」と「2 人権をめぐる社会の動き」という2つのものに分けて、1の方で基本方針の見直しの経緯を説明し、2の方で世界や国や県の状況について説明するという形にして、津市の流れと国や県の流れを分けて説明するという方が分かりやすいということです。これも分かりやすさを優先した変更ですが、アンダーラインが付いている部分が新たに付け加えられた文章かと思っておりますので、各委員目を通していただいて、問題があればご指摘願いたいと思います。

まずは、「人権施策基本方針の見直しの経緯」について見ていただきたいと思います。経緯の部分について事務局の修正案でお認めいただけますでしょうか。もし、この審議会が終わった後でも軸の部分について細かい修正のご意見がありましたら、お伝え願えればいいのですが、ここでは基本的な考え方とか論点・視点についてご意見が無ければ承認したいと思います。

それでは次に、「2 人権をめぐる社会の動き」についてです。この部分については、元の基本方針案では、県の条例である「人権が尊重される三重をつくる

長島委員	<p>条例」についての言及がなかったのですが、この修正の段階で県の条例についての言及が付け加えられたということです。</p>
楠本会長	<p>見させていただいて、今までの経緯から流れからそれから国や県の動きなどがよくわかりますので、これでいいと思います。</p>
	<p>他にご意見等ございますでしょうか。それでは、この社会の動きについての修正部分についても承認するという事でいきます。</p> <p>次は③です。3ページの最後の部分になりますが、「4 基本方針の位置付け」となっていますが、元は「4 策定の趣旨」という項目でしたが、これを「基本方針の位置付け」に変更し、この基本方針が条例第4条に根拠を持つものだという、そういった修正案です。これについていかがでしょうか。それでは、ご承認いただくということでよろしいでしょうか。</p> <p>それでは次に④の項目です。19ページの「7 さまざまな人権課題」の「(ア) 患者、HIV 患者、エイズ患者などの、感染症等、ハンセン病元患者、難病患者」になります。(a)は「患者」と記載されていますが、(b)は「HIV 患者、エイズ患者」の後ろに「などの感染者等」が付け加えられていて、その下の【現状と課題】の中で、アンダーラインが引いていますが、新型コロナウイルス感染症についての記述を追加したということです。これについてもご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>次に⑤の課題ですが、24ページの「8 新たに位置付ける人権課題」について、それぞれの項目毎に令和4年度に実施した、第7回市政アンケート調査の結果を反映するように文章を挿入するというのですが、これは先ほど説明がありましたように、折角アンケート調査を実施したのに、その結果が基本方針案の中に十分反映されていないというご意見です。アンケート調査の結果を有しているそれぞれ6項目全てアンケートの言及が入りました。これについても、アンケート調査を入れた部分についてアンダーラインが引いてありますので、目を通していただいてご検討、ご承認いただければと思います。よろしいですか。少し項目が多岐にわたりますが、問題がないのであれば事務局の案を承認したいと思いますがよろしいでしょうか。もし気付いたことがありましたら、会議後でも事務局の方にお伝え願えればと思います。</p> <p>では次に⑥の項目になります。ここれは新しい提案で、人権課題の項目だけというわけではなく、以前から取り上げていたもので、津市で新たに動きがあったものについて書き込まれている部分があるということです。これは、5ページの「第2章 基本施策」の「1 人権啓発の推進【基本方針】」の(1)にアンダーラインが引かれていて、「情報化社会に合わせた視点と社会の変化や課題を踏まえた」の文章の前に「より多くの市民が講演会や研究会等に参加するとともに、人権問題を自らの課題としてとらえることができるよう」という文を挿入するという事です。</p> <p>それから、6ページについては、「2 人権教育の推進」の部分ですが、「学校教育においては、児童生徒の発達段階を踏まえ、人権擁護委員等と連携し、さまざまな人権課題と向き合う人たちの生き方や考え方に学ぶ出会い学習などを通じて、自分や他者の人権が尊重される社会の実現をめざす主体者を育てる取組を推進しています。」という文を追加したとのことです。</p> <p>7ページの「3 相談・支援体制の充実」の部分については、「本市においては、隣保館における各種相談事業はじめ、子どもや高齢者、障がい者への虐待やDVの相談、外国人住民の生活相談、生活困窮者やひきこもりなどに対する生活支援相談など、さまざまな相談窓口を設置しています。」という文を追加するという事です。</p>

それから8ページでは、「4 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進」のところで、「本市においては、学校施設、交通施設、社会教育施設等のバリアフリー化、市ホームページの多言語化に取り組むとともに、市内の小中学校や公民館講座などで疑似体験を取り入れたユニバーサルデザイン講座を開催し、市民の意識高揚を図っています。ユニバーサルデザインのまちづくりは年々進展しつつあるものの、高齢者、障がい者、外国人等、すべての人がより暮らしやすく、より社会参加しやすくなるためにはハード面では環境整備の推進が、ソフト面では私たち一人ひとりの理解を深めることが不可欠となります。」と追記されています。

10ページは、【基本方針】の(2)の部分の表題を修正しており、「(3) 隣保館事業の推進」では「地域課題を把握し、その解決に向けて人権啓発や相談事業に取り組みます。また、住民福祉の視点から近隣住民が利用しやすい開かれた隣保館をめざします。」との追記があります。

それから、11ページの「2 子どもの人権」の3段落目の「しかし…」の書き出しの段落に、「毎年200件以上の児童虐待に関する相談が寄せられています。」というのが追記されています。

14ページ「4 障がい者の人権」ですが、ここは第2段落の「本市においては、平成28(2016)年4月に障がい者差別相談窓口を設置するとともに、平成31(2019)年4月に新たに設置した津市基幹障がい者相談支援センター及び津市地域障がい者相談支援センターにおいて、障がい者の自立生活及び社会参加に関する相談や支援、障がい者への虐待防止に関する相談など、幅広い相談に対応しています。」ということです。これも津市が行っている事業について追記したかたちです。

続いて17ページの「6 外国人の人権」の部分ですが、3段落目の「本市においては、通訳員を配置しての外国人住民の生活相談の実施、日本語指導体制の整備、母子保健事業における通訳・翻訳の実施、防災情報の多言語発信等、さまざまな共生に向けた取組を行っています。このような状況にもかかわらず、本市が平成29年度に実施した市民意識調査によると「在日韓国・朝鮮人に対する偏見や差別がある」という設問に対して、「そう思う」と回答した人は51.9%であり、ほぼ半数が差別を認識している結果となっています。」となっていて、主に前半部分が書き加えられた部分だと思えます。そしてそこから1段落下の部分では、「外国人に対する偏見や制度の未整備等を課題としてとらえ、その解決に向けて取り組む必要があります。」と。さらにその下の段落では、「今後も、市内のどこの学校に転入があっても支援ができる体制を継続し、その取組の充実を図り、外国につながる子どもの学力や進路を保証していく必要があります。」となります。これについては一部、前回の審議会で追記すべきだというご意見があった部分が追記されているかと思えます。

次に27ページの「(オ) 自殺問題」の第2段落の部分、「本市においては、平成31(2019)年3月に「津市自殺対策計画」を策定し、市民が自殺に至る心情や背景を理解し、自らこころの不調や周りの人の不調に気づき、自殺を予防する行動につながるよう、職員研修等を実施して全庁的な自殺対策を進めています。」で、行政の取組について1段落分追記した形になります。

それから29ページでは、「1 庁内推進体制」の最初の段落から追記がございます。「基本方針に基づき、総合的に人権施策を推進するうえで基本的かつ重要な事項については、各部局の長等で構成する津市人権施策推進会議において協議し、総合的に人権施策の推進を図ります。また、各課等に津市人権施策推進員を置き、各課等における人権施策の推進及び進行管理をはじめ、所属職員の人権意識の高揚など、人権施策の円滑かつ一層の推進を図ります。」というような文章を追加しています。その下の「4 進捗状況の評価、基本方針の見直し」とい

佐藤委員	<p>う部分では、「津市人権施策事務事業計画に基づく各事業は、毎年度、各担当課が自己評価し、津市人権施策審議会で評価を受け、市民へ公表します。必要に応じて事業の改善を図り、次年度へ反映させることで、実効性のある施策を推進します。また、社会情勢の変化に的確に応え、人権施策の効果的な推進を図るため、必要に応じて基本方針の見直しを行います。」という追記になります。</p> <p>ざっと見てきましたが、今のような部分が主に修正した部分かと思います。飛ばしてきた部分もありますが、大体大きく付け加えた部分は読み上げたところになります。これにつきまして、どこからでも構いませんので、ご意見ございましたらお願いします。</p>
楠本会長	<p>今最後に紹介がありました、29ページの「4 進捗状況の評価、基本方針の見直し」の最初の「津市人権施策事務事業計画」というものについては、これ以前にどこかで言及されていましてでしょうか。もしなければ、戻って申し訳ないですが、3ページの「4 基本方針の位置付け」というところは、条例を受けて基本方針があるというところまでしか書かれていないので、その後例えば「またこの基本方針に基づき、毎年度津市人権施策事業計画を策定し、人権施策を具体的に推進します。」というような文言を入れた方が分かりやすいのではないかと思いますのでいかがでしょうか。</p>
鈴木委員	<p>今のご意見につきまして、他の委員の方がいかがでしょうか。ご賛同いただけるようなものだと思いますが。確かに、事業計画について触れた方が全体の構成が分かりやすいと思います。条例と基本方針と事業計画、この3者の位置づけが明確になるかと思います。今のご提案のように修正するという点でよろしいでしょうか。他の項目についてはいかがでしょうか。</p>
楠本会長	<p>失礼します。同じく29ページの「1 庁内推進体制」の部分ですが、ここについて以前は人権施策推進会議においては、副市長が会長となって、各課の課長さんたちが一緒になってされていたと思います。この人権施策推進会議自体が中々今までできてこなかった中で、実際のところ私たち津人教としても様々な話し合いを持っていく中で、各課の課長さんが推進員であるという認識が中々伝わっていない状況がありました。やはり今回は副市長が会長になるということが抜けていますし、各課でどなたかが推進員になるというような書き方になっているのですが、その意図は何なのかというのを事務局に教えていただきたいと思えます。</p>
鈴木委員	<p>今の質問の趣旨ですが、人権施策推進会議の方については副市長が会長になっているという記述を付け加えるべき点という点。それから、津市人権施策推進員については、どういう方が選任されているかということを確認するという点でしょうか。</p> <p>今回、市長さんのご挨拶にもありましたように、津市が人権施策を今まで以上に推進するという意識を持っていただくということは、とても大切な事だと思っています。今回の1月に課長さんたちがいろんなご意見を出していただいたということは、前進的なことだと喜んでます。ということは、それぞれの課がしていただく施策が市民に対しての人権施策なんだという意識を付けていただくためには、課長さんが例えば会議に出ていただく中でそこで話し合っていたことを、各課に戻していただくということが今までの筋だったような気がするのです。ただそれが中々できていなかった状況があるので、各課から担当を出せばいい</p>

<p>楠本会長</p>	<p>い、その方が進むというお考えなのか、やはりそこはどうかかなと。まず、その考え方を教えていただきたいと思います。</p>
<p>事務局(藤田)</p>	<p>これは事務局にお伺いしないといけない件なので、よろしくをお願いします。</p>
<p>楠本会長</p>	<p>推進会議については、確かにこの基本方針ができてから長らく推進会議ができておらず、3年ほど前に何年ぶりに開催をしたという経緯がございます。ただその後は年に1回、今年度も幹事会も含めて数回推進会議を実施して、数年前以前に比べるとかなり庁内の意識も高まってきているということがあります。今年1月開催の部長級の会議ではかなりの意見が出てきたことでもありますので、私共としてはこの数年で非常に庁内の進め方というか体制は、人権を真剣に考えるということが進んできたと思っています。実際に副市長が会長になって、推進委員も課長級の職員になるというのは要項に定めていますので、各々の考え方は変わりませんが、そういう意味で文章的に簡略化を図りましたので、ご意見いただいてやはりその方が実際に事実ですし分かりやすいので記載した方がいいということであれば、そこは考えさせていただきたいと思います。ありがとうございます。</p>
<p>金子委員</p>	<p>今のご提案については是非書き込んだ方がいいと思います。それだけ津市として力を入れているということが市民により伝わりやすいですし、誰が本部長なのか誰が責任をもって推進しているかということがより分かるように記述していただいた方がいいと思います。他のご意見ございますでしょうか。</p>
<p>楠本会長</p>	<p>7ページの「3 相談・支援体制の充実」ですが、ここにアンダーラインが引いてある部分で「本市においては、隣保館における各種相談事業をはじめ、…」と記載されていますが、実は隣保館に関して相談事業は今まで施策の方で出ているのに、事業名とか担当課でやっている内容で相談業務って今まで出たこともありません。ここになって「隣保館における各種相談事業をはじめ、…」って出てくるのは为什么呢かなと思っています。地域調整室自体は隣保館事業としては、相談事業の充実というのは謳っていますが、実際に久居とか美里とかの一志の隣保館でやっているのは年に4回とか2回とかなのです。健康相談も実施しているということです。ですので、ここに書いてある相談支援とは意味合いが違うとも思っていますので、あえて「隣保館における」という言葉を入れる必要があるのかどうかと思っています。</p>
<p>前川委員</p>	<p>また、この部分に追加で、女性相談室があるので女性相談室のことも記述いただけたらと思います。</p>
<p>金子委員</p>	<p>「隣保館における各種相談事業」という部分がどのように関わっているのか、唐突に出てきた感があるというご意見。そして、女性相談が行われているので、もし書き込むとしたら追記したらどうですかというご意見です。</p> <p>自分は隣保館で生活相談員を8年やっています。今年は辞めて警備官ですが。生活相談という形で教育相談なり人権相談なりというのを隣保館の中でやっています。相談員がいない館については、館長なりが代わりに相談を担当するということになっていますので、ずっと続けてやってはいます。出てなかっただけだと思います。</p>

前川委員	<p>そしたら、ここの評価の方に出てくるときに事業で何をやったかというところに、同和教育以外に相談支援のところにもそのことを入れていただかないと、これで見ているのかを見ているので、相談支援の項目がありますので、そこで隣保館では生活支援業務として相談を受けていますということを謳っていただきたいと思います。</p>
金子委員	<p>事務局の方でちゃんと調べていただいていますので。</p>
前川委員	<p>同和は同和でして、相談業務は相談業務でしているのであれば、別項目でここにあげていただかないと、私たちが見ているとどうかなってというのがありません。隣保館がやっている内容が、同和に対しての隣保館なのに、公民館の延長みたいなことをやっているのではないかと、高齢者のふれあい活動をしているところなんだというイメージを受けてるもので、もうちょっと同和に関して隣保館の意味合いというのを、地域住民の人たちにPRして行って、今言われている相談業務を実際に行っているのであれば、ここに掲載を今後はしていただきたいと思います。そうすれば、最初に言いました問題はないと思います。書いている内容と実際にやっているものとの整合性がないかなと思いましたので、意見を言わせていただきました。</p>
鈴木委員	<p>現実には、隣保館によって差があって、やっているところとやっていないところがあると思いますが、津市の中としてはやっています。</p>
楠本会長	<p>すみません。今ご論議いただいている部分ですが、是非事務局の方で申し訳ないのですが、事業報告を書いていくときに、各担当者が書いていただいていると思うのですが、その時に話の中で聞ききれない部分があると思っています。私たちも同じように、聞いていた時に「あっ、こういったこともやっていただいているのに書かれていない。」っていう部分があったり、金子委員が仰られているように、誤解も招いている部分もあるかと思いますが、是非ここは「こういったことを書きましょう。」ということを経理局の方から伝えていただければと思いますので、よろしくお願ひします。</p>
南条部長	<p>今のご意見について、事務局の方からご説明をお願いします。</p>
楠本会長	<p>金子委員の方で、毎年出していますこの事務事業計画の方にそういった項目があがっていないので、分かりづらいし唐突ではないかというご意見だったかと思います。隣保館では、人権をはじめとしたいろんな相談を行っていますので、事業計画の項目にあててくるような形で整理をさせていただきたいと思います。そうすることによって、隣保館で差はありますが、かなり人権相談とか福祉的な相談に関わっておりますので、事業計画の毎年の部分の項目としてあげたいと思っています。</p>
青木委員	<p>それぞれの部分に同じことがこちらにもあちらにも書いてあるというように、重複になるかもしれませんが、それでもやはりその部分を見れば漏れがないという方を優先した方が良いのではと思います。なので、重複になるからということで省いていくと、一つの事業が両面もっている部分の片面しか見えないことになりかねないので、重複を厭わずに事業計画の実施項目に書き込んでいただければと思います。</p>

	<p>他にご意見等がありますか。</p> <p>今の実施した内容についてですが、以前のこの会で、学校における人権教育の事業について話題になったときに、出会い学習のデータは出ています。そこから、学校では部落問題がたくさんなされているというふうにその結果からは見えてしまうのです。しかし、学校における人権教育全般について、出会い学習として外部との方を招いて、その方に講師料をお支払いしということは事業の中に盛り込んであるのですが、そういう講師の方に費用をお支払いしなくても、日々学校で行われているものそれこそが一番大事な事だと思うのです。その全体像が分かるような表記を工夫されることを、是非お願いしたいと思います。そうすると、誤解が無くなると思います。</p>
楠本会長	
青木委員	<p>各部署から事務局で実施状況を聞くときに、自由記述欄を設けておくということなのでしょうね。そしたら…</p>
南条部長	<p>一部のデータだけでなく、全体像が分かるものが欲しいです。それがどういったものなのかというのは即座にお答えできないのですが。</p> <p>今までから青木委員が学校での人権教育がどういった項目をしているかということでご意見をいただいているということは、今までの会議の中で承知をしていますが、今人権施策基本方針の人権教育の推進の部分についてということのご意見ですか。それとも、毎年行われている津事業計画の実施状況についてのこと、どちらに対してのご意見でしょうか。すみませんが、今は基本方針の修正したものについてご意見を聞いているところでしたので。</p>
青木委員	
南条部長	<p>すみません。基本方針ではないです。</p>
青木委員	<p>分かりました。そしたら、事務事業計画で全体のどういった学校で人権教育が課題として取り上げられているのかということが、全体として分かるというような評価が欲しいということですか。</p>
南条部長	<p>そうですね。</p>
楠本会長	<p>分かりました。ありがとうございます。</p>
高鶴委員	<p>他にご意見ありますでしょうか。</p> <p>色々な研修会をやっていますが、私たちが「これは人権だ」と言っているだけでなく、普通に今までの積み重ねでやっても、初めてそこへ赴いて聞くと、すごいことやってるんだなという、すごい人権の中心になるような話をきちんと時系列を追ってやっているところもありますので、「人権をやってる」といって大上段に構えてのではなく、「こういった研修会をしています」というように書いていただくと「この部分は人権すごい頑張ってるな」というようなことを評価委員さんが取り上げていただけるというようなこともあると思います。</p>



<p>楠本会長</p> <p>青木委員</p>	<p>私は市町村合併をしたときに、旧の郡部から呼ばれて、いろいろと話をさせていただきまして、旧津市は人口が多すぎてなかなか公民館とかがいろんなことをやりすぎて、公民館でお話をさせていただく機会はなかったのですが、旧の郡部だと「一年に一回こんなことをやっていますが一回も来てもらってないです」といって、声をかけてもらったということもありまして、「人権意識という大段に構えるというだけではなく、いろんな人の話を聞きたい。」とって企画しているところが結構、人権の基本ではないかなと気づかされたということを経験させてもらったことがあります。事業を拾い上げるのに、人権・人権とって、あまり肩肘を張らずに「こんなことをしました。」という中に、きちんと人権が含まれていることもあります。あまり肩肘を張らない方がいいと思います。</p>
<p>楠本会長</p>	<p>他にご意見ありますでしょうか。</p> <p>17ページの「6 外国人の人権」ですが、【現状と課題】の「さらに、本市は、…」の部分でいろいろ書いていただいています、修正前の「外国人の子どもへの日本語教育や学力の保障及び生活困窮者への支援が喫緊の課題となっています。」という中の「生活困窮者への支援」という部分が抜けてしまっていると思います。外国人住民と生活困窮者というのは人権問題としては絶対に挙げないといけないと思っています。今書いていただいたところに上手く入らないかなと思って先ほどから考えていますが、元の文をそのまま削除せずに載せていただくのも一つの方法かと思うのですが、表記の仕方はちょっと工夫していただくにしても、そのような大きな課題があるという記載は残していただきたいと思います。</p>
<p>人権教育課長</p>	<p>修正前の文章は「外国人の子どもへの日本語教育や学力の保障」、これについては言及があるのですが、その後の「生活困窮者への支援」という部分が修正によって削除されている。その部分を戻すべきではないかというご意見です。「外国人の人権」ということで、前半部分が教育面についてのいろんな支援活動をしているということについての文章ですので、そこで生活困窮というのが教育面と直接繋がっているわけではないということで削除されたかもしれませんが、一つの文章にならなくてももう一文付け加えるという形でも生活困窮について加えた方が良いのではないかというご意見なのですが、事務局いかがでしょうか。</p>
<p>楠本会長</p>	<p>失礼します、人権教育課長です。</p> <p>今会長が仰っていただいた「生活困窮者への支援」という部分が修正後で削除されているという件ですが、あえて抜いたというよりもその部分と日本語指導という部分の一つの文章中に入っている事に非常に違和感を感じました。その部分で、あくまでも日本語指導が必要な子どもたちに対する支援ということで、その子どもたちの学業の進路保障を図っていく。そういう体制をきちっととっていく、このことが一つ明記できるだろうということで書いた経緯です。あと、生活困窮支援というのは子どもたちだけではなく、外国につながる人たちのことも含めて考えたときには、依然としていろんな制度の未整備や無理解、そういった社会の中の仕組みを含めて、それらが課題として捉えながらという意味です。前段の部分にその部分が含まれているということに捉えて、修正させていただきました。今いただいた意見を踏まえながら検討させていただきたいと思いますが、そういった意図で、その子どもの部分にあえて生活困窮支援というのは、上の部分で既にフォーカスしているというふうに捉えて修正してあります。</p>

<p>青木委員</p> <p>楠本会長</p>	<p>青木委員がご指摘いただいている文章の最初の駆け出しが、「本市は、」ということになっていますので、「津市として取り組んでいく必要があるというふうに認識しているもの」或いは、「取り組んできたもの」、或いは「今後取り組むべきと認識しているもの」ということですので、今ご説明いただきましたように、前半部分に日本語教育とか学力の保障に取り組むこと、もう一方で生活困窮の状態にある外国人への支援に取り組むというのが、一つの文章ではなく文章を分けるという形を取っても、この部分に生活困窮という部分を修正前の状況に戻してほしいというご意見なのですが、他の委員の方々はご意見ありますでしょうか。</p> <p>では、「生活困窮者への支援」という言葉自体は、基本方針の中にもう一度書き込む。どのような形については、事務局と正副会長の方に一任していただけますでしょうか。</p>
<p>事務局(藤田)</p>	<p>分かりました。</p> <p>皆さま、それでよろしいでしょうか。他にご意見ありますでしょうか。</p> <p>それでは、人権施策基本方針についての追記部分についての検討はこれで終了です。</p> <p>⑥までが終わりましたので、⑦の年号の記載の統一、それから⑧の用語解説と法令解説を分けたというのですが、ここは形式的な修正ですので、ご承認いただいてよろしいでしょうか。</p>
	<p>それでは、これで全ての修正項目が承認されましたので、基本方針の見直しについてはこれで終了となります。</p> <p>次に、「津市人権施策事務事業計画（案）」について、事務局からご説明をお願いします。</p> <p>それでは、「令和5年度津市人権施策事務事業計画（案）」について、ご説明をさせていただきます。資料については「令和5年度津市人権施策事務事業計画（案）について」という説明資料と案の冊子の2つになりますので、ご覧ください。</p> <p>津市人権施策事務事業計画については、関係各課において、具体的な取組内容である様々な事務事業について、前年度の取組状況や課題等を踏まえるとともに、本審議会からいただきましたご意見やご提言を基に、人権施策の具体案として作成するものです。</p> <p>令和5年度の事務事業は、基本施策99事業、分野別施策110事業を合わせて、令和4年度と同じく209事業（再掲分を除く）となっています。</p> <p>まず、1ページをご覧ください。「1 事務事業の推進」の部分で各施策の項目の一覧が書いてありますが、最初に基本施策の「1. 人権啓発の推進」の部分については件数が37件から36件に減っています。それ以外に件数が前後したのは「4. ユニバーサルデザインのまちづくりの推進」で、これについても件数が24件から23件と1つ減りました。それから分野別施策の「7 さまざまな人権課題」については、項目が3件から5件へと2件増えました。全体では209件になります。</p> <p>続いて、変更のあった部分についてご説明させていただきます。「令和5年度津市人権施策事務事業計画（案）について」の①については、冊子の3ページ「第2章 人権啓発の推進」になります。その中に美杉総合支所地域振興課と美杉教育事務所の項目がありますが、これについては出所の元課が、美杉総合支所と美杉教育事務所と個別に記載されていますが、内容的には全く同じ事業で同じ</p>

楠本会長

書き方になっていますので、この部分についてはご意見としてひとつに纏めても問題ないのではないかとということでしたので、今回配布した冊子は反映できておらず申し訳ございませんが、ご意見を反映し、担当課を美杉総合支所地域振興課と美杉教育事務所とし、一つに統合するような整理をさせていただきたいと思えますので、事業としては1件減となります。

それから②番ですが、こちらは冊子の11ページの「(4)ユニバーサルデザインのまちづくりの推進」の中にあります、「中勢北部サイエンスシティ第1期事業」というのがございます。これについては、この事業が完了しており記載する目的はないため、そういった意味で項目から削除させていただきます。

続いて③ですが、これは15ページの「分野別施策の推進」の「(1)同和問題」になります。【事務事業】の欄の2項目目に、「学習会・体験学習会」というものがあります。これはこども支援課の事業ですが元課の方から、この事業は人権教育に関する事業だということで、「第2章 人権啓発の推進」にある7ページの「地域交流事業」という項目がありますが、ここでも内容的に同じ項目となっていますので、この項目に統合する形で、15ページの部分を削除という整理をさせていただきました。

④は、17ページの一番下の、「職員人権研修事業」という項目を追加しています。これについては、同和問題を自らの問題として捉えて解決に向けた行動ができる人材の育成に向けて、市職員の資質の向上を積極的に図っているので、この部分については項目として追加するべきではないかとということで整理をさせていただきます。

次が⑤で、こちらは38ページになります。ここは「第3章 分野別施策の推進」「(7)さまざまな人権課題」の部分になりますが、「差別事象への対象」という項目と「多様な性に関する啓発」という項目を追加させていただきました。これについては、インターネットによる人権侵害に対する取組や、令和3年の県条例の施行を受けた取組を明記するというのを踏まえて、こういった項目を追加するという整理をさせていただきました。

事業については、結果的に件数は209件と変わりませんが、この書き方の整理として、36ページの「(7)さまざまな人権課題」ですが、ここは項目を今回の基本方針の見直しをしている中で、「新たに位置付ける人権課題」の部分で人権課題を分けて整理をするということをしてしていますが、平成20年に策定した方針では「さまざまな人権課題」の項目しかないため、計画については今現状の項目を踏襲した形で整理させていただきます。しかしながら、37ページの【2023(令和5年)年度取組方向】という部分については、ハラスメントや性的指向・性自認の取組の記述をしています。これについては、今見直し中の基本方針にはハラスメント等の項目はありませんが、実際にこういった取組はしていますので、その辺りはちぐはぐになりますが、事業的には先取りをした形で整理をさせていただいていますので、よろしくをお願いします。

簡単ではございますが、来年度の事業計画、これに沿って進んでいきたいと思えますので、よろしくをお願いします。以上でございます。

まず最初に、3ページの上から5番目と6番目の美杉総合支所と美杉教育事務所の項目がそれぞれ2つの項目で分かれていましたが、これを一つに統合するという変更です。これについては内容が同じなので、担当部署をまとめて明記する形で一つに纏めるという提案になります。よろしいでしょうか。

それでは次に2番目の項目です。11ページの上から7番目の「中勢北部サイエンスシティ第1期事業」ですが、事業が終了したので項目から削除するという事です。それでよろしいでしょうか。

佐藤委員	<p>次に、7ページの「地域交流事業」の項目ですが、15ページの2番目の項目と統合するという案です。この点についてはいかがでしょうか。先ほどの話では、むしろ重複を厭わないで書いた方が、各事業項目ごとにいろんな取組をされているということが分かりやすいという考え方もあろうかと思いますが、これについては15ページに書いてあるものと7ページに書いてあるものが重複するので、7ページに統合するというのですが、それでよろしいでしょうか。では、これについてもそのようにしたいと思います。</p> <p>次に17ページですが、これは一番最後の「職員人権研修事業」というのが実施されているためここに追加していると。これについてはいかがでしょうか。</p>
楠本会長	<p>失礼します。17ページの最後の項目は、「【再掲】人権啓発の推進、相談・支援体制の充実」というところにも同じ職員人権研修の授業が盛り込まれているということですが、実際に運用するとどんな問題が浮かぶかという、職員人権研修が毎会同和問題の人権研修になってしまい、他の人権研修が行われないという事態を招くのではないかと思います。そこで、17ページの【再掲】という表記を外していただいて、事業概要を「令和5年度津市人権施策事務事業計画（案）について」の③の理由に書いてある文言と同じ、「同和問題を自らの問題として捉え、解決に向けた行動ができる人材に向けて、市職員の資質の向上を図っていくため人権研修を行います。」としていただき、「【再掲】人権啓発の推進、相談・支援体制の充実」の部分は同和問題の再掲というところだけ削除していただき、他の人権研修もできるようにしていただいた方がよいと思うのですがいかがでしょうか。</p>
佐藤委員	<p>この「職員人権研修事業」というのが、17ページに記載されるということ自体はよいわけですね。同和問題を取り上げて人権研修が行われること自体はよいと。</p>
楠本会長	<p>はい、そうです。</p>
佐藤委員	<p>そして、「【再掲】人権啓発の推進、相談・支援体制の充実」の【再掲】の表記を削るべきであるということですね。</p>
楠本会長	<p>17ページは【再掲】以下を削っていただいて、「（1）人権啓発の推進」の中の4ページの「職員人権研修事業」は、「同和問題」という文言だけを削っていただき、「（3）相談・支援体制の充実」中にある、9ページの「職員人権研修事業」の項目も「同和問題」の文言を削除して、計画を立てていただいたらいかがかと思うのですが。</p>
高鶴委員	<p>削るということになりますと、まず「（1）人権啓発の推進」の中の「職員人権研修事業」の項目がありますが、その中に「同和問題」という記載がありますがこれを削除してはどうか。そしてもう一つは、「（3）相談・支援体制の充実」の部分の「職員人権研修事業」にも「同和問題」の記載がされているので、これを削除したらどうかということです。委員のお考えでは、研修の内容が同和問題に偏るのではないか、他の課題も研修として行われるようにということで、「（1）同和問題」の中の17ページの中にだけ書いてあるようにすれば、同和問題だけに研修が集するという事は避けられるのではないかというご提案だと思います。今のご提案についてご意見いかがでしょうか。</p>

楠本会長	<p>研修は研修でしていったって、相談体制も充実させていくというふうに私は読ませていただいたのですが、いろんなところで取り上げていくというのは、もっと市民の意識の改革についてどういう場で取り上げるかというのは、いろんな視点からの行いというのも一つは方法があるのかなと思います。</p>
	<p>各所に書き込んでおくことについて、いろんな現場の判断で事業を行っていけばいいというご意見です。この旨については、前回と前々回の審議会のときにもありましたが、まず「津市人権施策基本方針（案）」をご参照ください。「第2章 基本施策」の「1 人権啓発の推進」という項目を議論したときに、「同和問題をはじめとするあらゆる人権問題について」という表記の「同和問題をはじめとする」という部分を除いて「あらゆる人権問題について」といったかたちに修正すべきなのか、これまでの記述を踏襲し、やはり「同和問題をはじめとする」という記述を残すべきかという議論があったかと思います。そのときの議論を振り返ると、基本方針の基になっている条例の規定が「同和問題をはじめとするあらゆる人権問題」という記述の仕方になっており、条例を受けてこの基本方針ができていくという流れです。そういう根拠規定を前提としますと、やはり「同和問題をはじめとする」という記述を、施策の最初の項目である「1 人権啓発の推進」については残しておくべきだということで、この記述に同意することになったかと思います。その点を考慮しますと、「令和5年度津市人権施策事務事業計画（案）」最初の4ページの「（1） 人権啓発の推進」の項目については、同和問題の記述を削除するというのは基本方針の考え方を合わないと思われる。</p>
佐藤委員	<p>それに対して、9ページの「（3） 相談・支援体制の充実」の項目については、「津市人権施策基本方針（案）」の7ページには「人権問題はさまざまな形で発生し、…」という記述になっていて、「同和問題をはじめとする」という表現にはなっていません。基本方針の使われた表現をそのまま事業計画の中で縛るような形で入れ込むというのはいささか強引かもしれませんが、少なくとも「（1） 人権啓発の推進」の項目については、同和問題の表記を残しておくべきではないかと私個人としては思います。「（3） 相談・支援体制の充実」の項目については、特に基本方針にそういった記述がありませんので、これを削るべきか残すべきかについては各委員のご意見を伺いたいのですが、いかがでしょうか。</p>
楠本会長	<p>今の会長の意見を受けまして、削るというのは無しにしまして修正案を提案したいと思います。事業内容の文章ですが、「全職員を対象に研修を行います」の前に「同和問題をはじめとするあらゆる人権問題について」という文言を追加するというふうにしていただければ、基本施策にも反対するものではないですし、同和問題以外の人権問題についても研修していただけるような事業概要になると思いますので、そのような修正案でお願いしたいのですがいかがでしょうか。</p>
佐藤委員	<p>今のは17ページだけですか。</p>
楠本会長	<p>4ページも対象です。他の部分も文章内容は同じですので、全ての項目で「…業務に取り組むことができるように、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題について、全職員を対象に研修を行います。」といったように書き加えていただけないでしょうか。</p>
	<p>今のような修正のご提案ですが、ご意見いかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、どのような文言にするかについては事務局と正副会長に一任願いたい</p>

事務局(西澤)	<p>と思います。今のような佐藤委員のご意見も反映するような形で修正をお願いします。よろしいでしょうか。</p> <p>次は、38ページの「(7) さまざまな人権課題」の項目になります。この部分については、下2つの「差別事象への対応」と「多様な性に関する啓発」の項目を追加したということです。それと関連して、37ページの【2023(令和5年)年度の取組方向】に、ハラスメント、性的指向、性自認を理由とする問題についても取り上げるということになっています。これについては、旧の方針の中には無かった項目で、新方針の中で新たに取り上げられることになった項目ですが、これを先取りして2つの項目について事業計画の中に書き込むことにしたというのが事務局のご提案です。なぜこの2つだけなのかというご意見もあろうかと思いますが、この2つについては今も事業が走り出していて、書き込んだほうが事業のアセスメントがされていだろうという趣旨で書きこむということです。この点につきましてご意見ありますでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>これで、「令和5年度津市人権施策事務事業計画(案)」についての審議も終わりました。何か全体を通しまして、各委員ご意見ありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、本日予定していました審議の内容はこれで全部終了しました。事務局の方にお返しします。</p>
南条部長	<p>議事の進行ありがとうございました。委員の皆様、長時間にわたり、ご審議いただきまして、誠にありがとうございました。</p> <p>続きまして、事務局のからの連絡事項でございます。</p> <p>津市人権施策基本方針につきましては、市議会全員協議会、パブリックコメントの募集を経ました後、7月を目途に策定に向けて進めさせていただきますのでご承知おきください。</p> <p>最後に、南条市民部長から本日のお礼を申し上げます。</p>
佐藤委員	<p>委員の皆様、長時間のご審議ありがとうございました。また楠本会長、ご進行ありがとうございました。最初の市長の挨拶にもありましたように、人権施策基本方針については、各部署で構成する会議ではたくさんの意見をいただき、やはりこれは自分たちのこととして捉えることがようやくできてきたのかなと思っています。方針が生きたものとなるようにというような言葉もありましたように、方針として今ご審議いただきました事業計画・評価が事業に生かしていけるようにということで、各課・各職員がこの人権の事業について考えていけるような体制を作っていきたいと思っておりますので、皆様のご意見をこれからもいただけますように、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。</p>
事務局(西澤)	<p>すみません、今後のスケジュールが書いてある「津市人権施策審議会の概要・評価の流れ」という資料の4ページ目ですが、例年ですと5月とか6月に質問や提言をまとめるという大きな作業があるのですが、これが4月になるという理解でよろしいでしょうか。</p>
南条部長	<p>なるべく前倒しで作業したいという意思の表れでこのように書かせていただきました。このように努めていきたいと思っておりますので、ご協力をお願いしたいと思います。</p>
事務局(西澤)	<p>すみません、今年度評価をいただいている中で、この評価が次の年に生かそうと思ったら、予算取りとかそういったものがあるので、もう少し早く出した方がいいのではないかというご意見をいただきました。そういった経緯からスケジュールの見直しをさせていただいて、少しでも早く今年度の評価が来年度初めで</p>

	きていけるようにといった形で組まさせていただきます、大変な部分もあろうかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。
--	---

	ありがとうございました。他にご意見はよろしかったでしょうか。 以上で、本日の審議会を終了いたします。ありがとうございました。
--	---